

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、社会福祉法人A協会に雇用され、同協会が運営するB所在の養護盲老人ホームC（以下「事業場」という。）において就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月末日付けで事業場を解雇する旨の通告をされたが、労働審判による調停が成立し解雇が撤回され、同年〇月〇日に復職した。その後、請求人は、同年〇月に「適応障害」を発病したとして休職し、平成〇年〇月〇日に復職し、草刈作業に従事していたという。
- 3 請求人は、草刈作業により左肘を痛めたとして、平成〇年〇月〇日、D医院に受診し、「左肘関節捻挫」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し、「両手根管症候群、左上腕骨内上顆炎」と診断され、さらに、同年〇月〇日、F医院に受診し、「頚椎症、両手指神経障害、慢性疼痛」（以下「前回疾病」という。）と診断された。請求人は、前回疾病は業務上の事由によるものとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をしたため、前回処分を不服として審査請求を経て再審査請求をしたが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成27年労第164号事件）。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、Gクリニックに受診し、「両手末梢循環障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

4 本件は、請求人が、平成〇年〇月以降の草刈作業に従事したことにより、本件疾病を発症したとして、平成〇年〇月〇日を発症日とした上で、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの療養補償給付を請求したところ、監督署長は、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日を発症日として、上記療養補償給付と同内容の請求及び休業補償給付を請求したが、監督署長は、それらを支給しない旨の処分をしたことから、審査請求を経て再審査請求をしている（平成29年労第401号事件）。

5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、本件処分にかかる療養補償給付の請求（以下「本件請求」という。）

は、平成29年労第401号事件における療養補償給付の請求と同様の趣旨であり、発症日をH医師の意見書の日付としたものである旨述べているところ、当審査会としては、本件請求の請求内容である平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの療養補償給付については、平成29年労第401号事件において、

前回処分の後続請求であると判断しているところであって、本件請求も決定書理由に説示するとおり、前回処分の後続請求であり、同判断を変更すべき事情は認められない。

(2) 請求人のその余の主張についても精査したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。